

中間到達度確認試験 (その1)

2022年5月6日

松岡 久和

次の事実を読んで下記の問に答えなさい (50点満点。口頭での補足事項あり)。

- 01 2022年5月現在、Aは19歳である。Aは、4年前、私立B学園高等学校に入学し、今春Bを卒業し、現在は浪人中である。
- 02 2018年4月にAがBに入学した際の「入学誓約書」には、Aと保護者として母親Cが署名捺印を行い、Cが2016年に離婚したAの父Dが連帯保証人となっていた。
- 03 Aの学費は、直接にはCが支払っていたが、その60%はDがAの養育費としてCに支払ったもののなかから支出されていた。
- 04 2019年2月の体育の柔道授業において、Aは、E教諭の指導の下に同じクラスの有段者Fと組まされた際、Fの投げ技により頭を強打して一時意識不明の状態に陥り、障害等級3級に至るほどではないが、後遺障害も残った。
- 05 Aは、柔道の経験がなかったにもかかわらず、子供の頃から習っていると虚偽の申告をしたため、実力差のあるFと組まされ、乱取りで受け身がとれずに本件の被害を受けた。Fは、初対面のAが受け身も十分できない者だとは知らず、通常の柔道の乱取りのように、全力で技を掛けたため、本件事故が生じたものである。
- 06 Aは、約半年入院して治療を受け、Bを1年休学したため、卒業が1年遅れた。Aの入院治療費は、傷害保険金やBからの給付金でまかなわれ、授業料も休学中は不要とされた。B、EおよびFの親Gからは、見舞金各10万円がA (C) に給付されている。
- 07 Aは優秀な成績をおさめ、休学からの復帰後にも、Bの卒業にはほぼ支障がなかった。在学時のAの成績では、Aの志望していた医学系大学への合格率は70%以上であった。
- 08 しかし、Aは、受験期間中に、ときおり後遺症による頭痛や集中力の欠如を訴えており、今春の大学入試では志望校には合格できず、現在、予備校に通って、やはり好成績を挙げている。
- 09 医師の生涯年収の平均値は、勤務医でも30年間勤務で約4億円と推計されており、年間約1300万円である。
- 10 Aは、2年分の生涯年収の喪失を理由に少なくとも2000万円は請求できるのではないかと考えているが、被告になりそうなBらはいずれも争う姿勢をみせている。

- 問1 Aは、訴訟を起こすことを考えて、君の務めている弁護士事務所に相談に訪れた。Aによると、母Cも父Dも、受験勉強に専念すべきだと訴訟を起こすことに反対している。Aは、Cの反対にもかかわらず訴訟を起こせるか。まずは弁護士として、その点に答えてあげなさい。
- 問2 仮に安心して訴訟を起こせるように両親を説得できたとして、Aは誰を相手に訴訟を起こせばよいか。君は弁護士として、被告となりそうな者につき請求が認容される見込みを説明してあげなさい。
- 問3 どの程度の請求が認められるかという見込みもざっくりと説明してあげなさい。